

# 青色申告特別控除額が 2020年から変更

上原会計事務所

松本市島立 1095 番地 1  
デザインセンタービル 2F  
Tel : 0263-88-2514  
Fax : 0263-88-2516

個人事業者の方は、青色申告を行っている方が多いと思います。

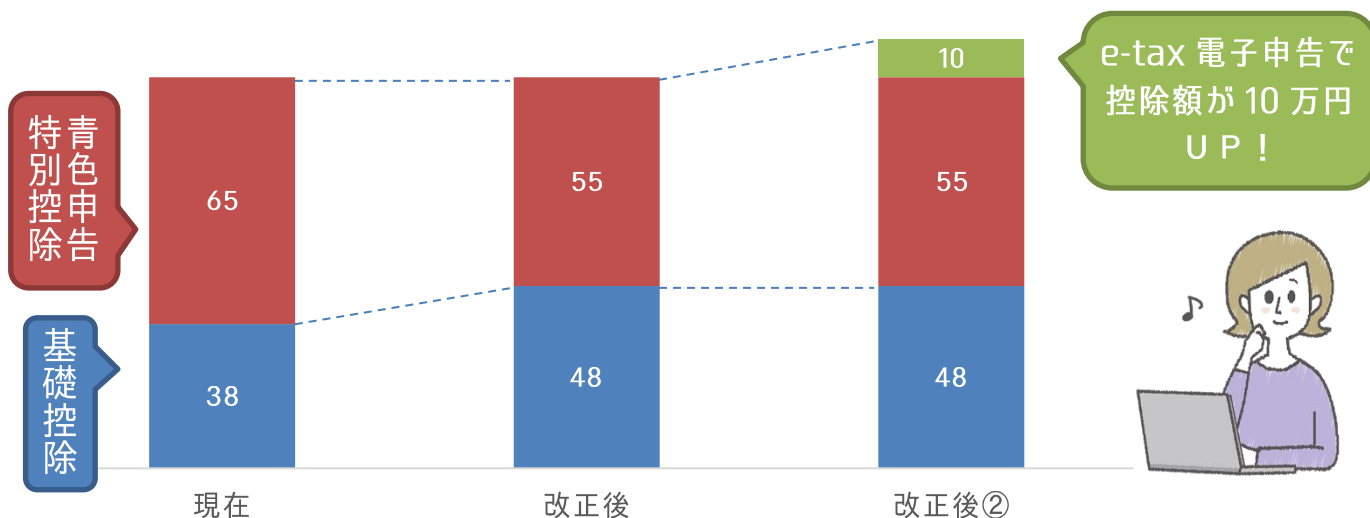
平成 30 年度の税制改正で、この青色申告の特典である、青色申告特別控除が改正になりました。

青色申告特別控除額は現在 65 万円ですが、2020 年から 55 万円になります。それとともに、基礎控除額が現在の 38 万円から 48 万円に増額になりますので、**基本的にはプラスマイナスゼロ**となる予定です。

ですが、**一定の要件**を満たすと、青色申告特別控除額はこれまで通り 65 万円となります。次のいずれかの要件を満たせば OK です。

- **e-Tax** により **電子申告** をする
- 電子帳簿保存をする

この場合には、控除額が合計 10 万円増えることとなります。



現在の電子申告普及率は 5 割程度ですが、節税になるケースも出てくることから、紙ベースで提出をしてきた方も切り替えるきっかけになることでしょう。

なお、上原会計事務所では電子申告が原則となっておりますので、**確定申告でお困りの方がいらっしゃいましたらぜひ一度お問い合わせ・ご利用ください。**

税の改正は多くの人の仕事や生活に影響が大きいもの。

すでに今年も配偶者控除・配偶者特別控除が変更になっていますし、2020 年には上述の基礎控除、青色特別申告控除そして給与所得控除の変更と、所得税に関する改正が相次ぎます。とくに自分に関係がある改正はしっかり確認しておきたいところです。